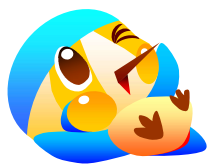


綾瀬市市民活動応援補助金



(きらめき補助金)



令和7年度応募の手引き

○企画書提出期間

令和6年12月2日（月）～令和7年1月17日（金）

【きらめき補助金とは】

この制度は、真に豊かで魅力と活力あふれる地域社会の実現を目指し、社会的課題に取り組む市民活動（ボランティアグループ等のNPOが行う公益活動）に対し、その事業費用の一部として補助金を交付するものです。

多くの方々が勇気を持って地域の課題に取り組み、市民活動が活発化することが、今後の「あやせ」の元気に繋がります。

事前相談 令和6年12月2日（月）～令和7年1月10日（金）

上記期間に制度内容や申請方法について市民活動推進課又は市民活動センターあやせで相談を受け付けます。

※ 相談の際は、事前に御連絡ください。

市民活動推進課：原則は平日8時30分から17時（それ以外も対応可能です。）

市民活動センターあやせ：開館日の9時から21時

申込方法 必要書類を市民活動推進課へ提出

（詳細は手引きP5を参照。）

お問い合わせ先

☆ 綾瀬市役所 市民活動推進課 市民共創・多文化共生担当

TEL0467-70-5640 Eメール ayasesc@city.ayase.kanagawa.jp

☆ 市民活動センターあやせ（開館時間9：00～21：00）

〒252-1107 綾瀬市深谷中1-3-1 綾瀬市立中央公民館内

TEL&FAX0467-70-1232 Eメール ayasenposc@gmail.com

休館日 毎週火曜日、第3水曜日、年末年始（12/28～1/4）

1 団体の要件

次の要件の全てに該当する団体が対象です。

- (1) 主な活動場所又は運営拠点が市内にある団体
- (2) 構成員が3人以上の団体



2 対象となる事業

主に市民を対象とした市民活動（公益的な事業）が対象です。

なお、次のいずれかに該当する事業は対象になりません。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人や団体の利益のために行われる事業
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (4) 綾瀬市から既に補助を受けている事業（予定を含む）

綾瀬きらめき市民活動推進条例抜粋（定義）

第2条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした自主的かつ自立的に行う活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3 対象となる事業の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する事業が対象です。

※ 複数年に及ぶ事業でも対象になります。ただし、補助金は令和7年度分のみの事業費に対し適用され、翌年度以降も応募が必要になります。

4 事業区分と補助の制限

事業区分	ひかり	かがやき
趣 旨	活動を始めたばかりの団体が勇気をもって市民活動に取り組むための支援	既に活動している団体の活動を一層充実・発展するための支援
団体の要件	設立3年未満の団体 (令和7年4月1日時点)	設立1年以上の団体 (令和7年4月1日時点)
補助金額	事業経費の100%以内 上限額100,000円	1回目から3回目まで 事業経費の80%以内 上限額300,000円 4回目 事業経費の50%以内 上限額200,000円 5回目 事業経費の25%以内 上限額200,000円
交付回数 の制限	1団体1回まで	1事業につき5回まで
選考方法	プレゼンテーション ※ 事業内容がわかれば、方法は自由とします。	
補助金 合計額	令和7年市議会3月定例会で予算案が可決された後に公表いたします。	

- ① 補助金合計額は、例年の応募件数を勘案して決定いたします。
- ② この事業は、費用の一部を補助金で支援する制度です。事業の参加費を徴収したり、寄付金を募るなど、自主財源の確保を行い、補助金交付終了後も事業継続に努めてください。
- ③ 同事業で複数回補助金交付を希望する場合は、前年度と比較し、事業を発展させ、活動を軌道に乗せるための取組みがされていることが前提になります。

5 対象にならない経費

次の費用は、補助の対象になりませんのでご注意ください。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合（懇親会や反省会等）の飲食費
- (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
（ユニフォーム、タスキ等団体や構成員が占有して使用するものを含む）
- (5) 不動産や建物の取得費用
- (6) 物品のうち、取得価格又は評価額が5万円（単価）以上のもの
※ レンタル等で対応してください。

【対象となる経費の例】 ※ 対象事業にかかるものに限ります。

項 目	対 象 と な る 経 費 の 例
賃 金	アルバイトの賃金等
謝 金	外部の講師・指導者、協力者等へのお礼等
旅 費	外部の講師・指導者等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費等
印刷製本費	事業の募集案内、活動資料等のコピー代や印刷製本費等
消 耗 品	会議資料、活動資料、パンフレット・ポスター用紙代、材料費等 ※1品5万円未満の物品
飲 食 費	事業実施のために必要不可欠なもの
通信運搬費	資料等送料、会場までの備品等の運搬費等
保 険 料	事業参加者の保険料、外部講師・指導者が加入する損害賠償保険料等
使用料・賃借料	事業実施施設の会場料、機械・器具の使用料やレンタル料、バス借上げ料等

※ 記載のない、経費については御相談ください。

【経費の参考金額】 ※あくまで参考になります

綾瀬市の研修にかかる謝礼基準

区分		謝礼	
大学等の教授		1時間につき	15,000円以内
大学等の准教授		1時間につき	13,000円以内
大学等の講師、助教等		1時間につき	11,000円以内
講師等を派遣することを専門とする団体又は会社に属する専門講師		1時間につき	22,000円以内
国又は地方公共団体の職員（公社等の職員を含む。）	幹部職員	1時間につき	8,000円以内
	その他の職員	1時間につき	6,000円以内
民間会社又は各種団体の職員	役職員	1時間につき	11,000円以内
	その他の職員	1時間につき	7,000円以内

市民活動センターあやせ印刷機使用料

○印刷機

カラー 1枚 A4 15円 A3 30円 （両面は2枚分）
 2色・単色 製版1枚 50円 印刷1枚 1円（2色または両面は2枚分）

○パソコン用プリンター

A4 カラー30円、白黒10円
 A3 カラー50円、白黒20円

○ポスタープリンター

カラー（普通紙）1枚 300円（A2版）から
 モノクロ（感熱紙）1枚 144円（A2版）から

6 申込方法

(1) 提出書類

- ① 事業企画書
- ② 収支予算書
- ③ 資金計画書

※補助金受給後も団体として活動ができるよう自主財源の確保をお願いします。

- ④ 団体概要書
- ⑤ 団体の規約、会則又は定款（備えていない場合は御相談ください。）
- ⑥ 会員名簿（氏名・住所のみの一覧で可）※ 住所は字名まで

(2) 書類様式

①～④の様式については、市のホームページからもダウンロードできます。

《アクセス方法》

市ホームページ⇒[くらし・手続き](#)⇒[市民活動・コミュニティ・協働](#)⇒[市民活動](#)⇒[きらめき補助金](#)⇒[令和7年度きらめき補助金](#)⇒[関連ファイルの企画書](#)

(3) 申込期間

令和6年12月2日（月）から令和7年1月17日（金） 17時まで

(4) 提出場所

綾瀬市役所市民活動推進課 （受付時間は平日の9時から17時まで）

TEL0467-70-5640 Eメール ayasesc@city.ayase.kanagawa.jp

- ① 書類提出時に内容について確認させていただく場合がありますので、説明できる方がお越しく下さい。
- ② 書類に不備等があった場合には、再提出をいただくこともありますので、期日には余裕をもって企画書の提出をお願いいたします。

7 プレゼンテーション

補助事業選考の参考とするために、企画団体が事業内容を説明する場として「選考会（プレゼンテーション）」を実施します。選考委員（市民活動推進委員）、きらめき補助金応募団体が参加する場で1団体ずつ発表していただきます。※詳細は申請団体に後日お伝えします。

開催予定日時 令和7年3月中（予定）

会 場 綾瀬市役所会議室

- ① プレゼンテーションは1事業5分～10分程度を予定しております。
- ② 発表者の人数に制限はありませんが、事業内容や予算等について、選考者からの質問に答えられる方が行ってください。
- ③ 発表方法は自由（パワーポイントの使用、書類での説明）です。必要な機材（パソコン・プロジェクター等）がある場合は御相談ください。

8 事業の選考方法

事業の選考は、御提出いただいた書類及びプレゼンテーションに基づき、学識経験者や事業者ら7人で組織する「綾瀬市市民活動応援補助金（きらめき補助金）選考委員会」が各事業を個別に採点し決定いたします。

《選考基準》 各項目5点 計30点満点

- ① **公益性**（活動の成果や効果を多くの市民が受けることができるか。）
- ② **意欲**（自主性・自立性があるか。）
- ③ **活動の広がり**（事業実施後も発展することが期待できるか。）
- ④ **先駆性・創造性**（新たな視点から社会を捉えた事業であるか。）
- ⑤ **実現性**（企画構成、実施体制の内容が適切であるか。）
- ⑥ **継続性**（5年後、10年後と事業を継続していける内容か。また、過去に補助金を受け実施した事業が継続・進展しているか。）

☆選考委員の平均評点が18点以上の事業を合格とします。

※ 事業区分に関わらず、団体が過去に補助金の交付を受け、実施した事業が継続できていない場合は、大きな減点要素となります。

※ 合格基準点（平均評点18点以上）を超えた事業から、評点の上位順に補助金交付候補団体を選考し、予算の範囲内で補助金額を内定します。

9 補助金の申請・決定・交付

選考委員会で内定した補助金交付候補事業（団体）と金額は市へ報告され、市は選考委員会の結果をもとに、補助金を受ける事業（団体）を決定します。

内定を受けた事業の主催団体は、市に対して申請書を提出してください。

※ 申請書等関係書類は、後日お渡しいたします。

※ 補助金額や付された条件に不服があった場合は、補助金交付を辞退することができます。

※ 決定した補助金額は請求に基づき1カ月程度で指定口座に入金いたします。

10 合格事業への支援

この制度は、団体の自主的・自立的活動（事業）に対して支援するものです。事業の選考において、合格をした事業には、補助金交付の有無に関わらず、次の事項の支援が受けられます。

(1) 事業開催時の文化会館、公民館、コミュニティセンター、保健福祉プラザ、綾北福祉会館等公共施設の優先予約、使用料の減免（50%）

※保健福祉プラザ、綾北福祉会館は概ね月1回まで

(2) 事業実施時（参加者募集等）の広報

広報あやせへの掲載、市役所1階掲示板・窓口番号モニターの利用、市内公共施設へチラシ・ポスターの配架

※ その他、事業の企画方法や市の後援名義の使用、広報活動については、市民活動センターあやせでも相談に応じておりますので、遠慮なく御相談ください。

☆合格基準点を超えた事業は、上記の支援を受けることができます。

11 事業変更の制限

決定を受けた事業の内容は原則変更することはできません。特別な事情がある場合は、事前に御相談ください。また、次の場合は速やかにお申し出ください。

(1) 補助事業を廃止しようとする場合

(2) 予定期間内に完了しない場合や事業の遂行が困難になった場合

(3) やむを得ず事業の内容を一部変更しようとする場合

12 活動の報告

補助金の交付を受けた団体には、実施した事業についての報告をしていただきます。

(1) 実績報告書の提出と精算

事業完了後30日以内に、事業内容と収支決算について報告するとともに、交付した補助金に残額が生じた場合や不適切な事業の執行が認められる場合は、補助金の一部又は全部を返還していただきます。

《補助金を全額返還していただく例》

- ・ 申請書類の内容と異なる事業を実施した場合
- ・ 計画した事業を全く実施できなかった場合

《補助金の一部を返還していただく例》

- ・ 事業の一部が申請書類の内容と異なる場合
- ・ 計画した事業の一部が実施できなかった場合
- ・ 計画していた事業費に残額が生じた場合 など

(2) 事業報告会の開催

事業の成果について、選考委員をはじめ、広く市民の方々に知っていただくとともに、団体相互の交流を図るために令和8年6月頃に事業報告会（一般公開）を開催いたしますので、補助金の交付を受けた団体は必ず参加してください。

13 情報の公開

この制度のために提出していただいた書類は、団体以外の氏名、住所などの個人情報を除き公開いたします。事業報告の際に添付される写真等についても公開いたしますので、提出物は著作権や肖像権等に配慮し、あらかじめ事業参加者に許可を得るなど、団体自身が責任をもって対処してください。

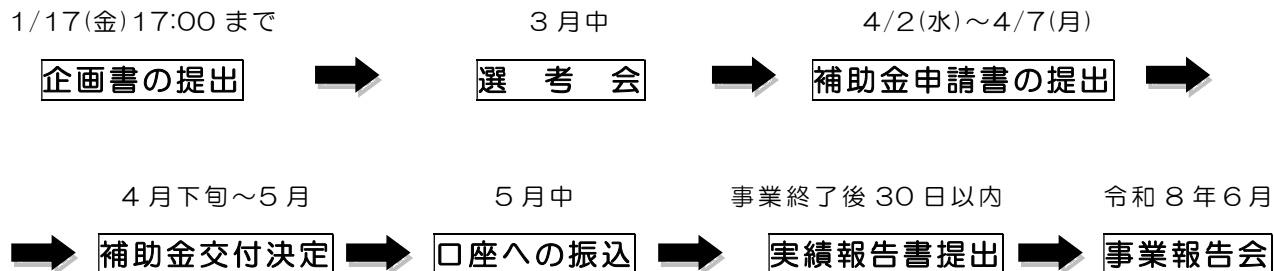
～情報公開を行う主な場所～

- ・ 事業報告会の会場
- ・ 市民活動センターあやせ
- ・ 市ホームページ など

14 書類の整備等

補助金の交付を受けた場合は、事業等に係る収入及び支出を明らかにした書類(領収書等証拠書類を含む)を事業終了から5年間保管しなければなりません。

きらめき補助金交付事務のスケジュール



15 市民活動の支援

市民活動を行う団体を支援するため、中央公民館内に「市民活動センターあやせ」を設置しています。ボランティア活動、地域活動、非営利活動（NPO）などすでに活動を行っている人や、これから活動したいと思っている人たちを応援するための施設です。補助金申請のアドバイス（書類作成、プレゼンテーション資料の補助）も行いますので、スタッフに御相談ください。また、団体登録後、印刷機などの設備等を使用出来ますので、是非、御利用ください。

本事業の補助金は、市民の皆様方からいただいた寄附金を積み立てた「市民活動推進基金」を財源としております。

市役所 1 階総合受付及び市民活動センターあやせに募金箱を設置しておりますので、市民活動を支援するために、寄附金の御協力をお願いいたします。

資料(過去3年間の補助金交付実績)

予算額1,558,800円(交付金1,500,000円、報償費58,800円)

事業費総額1,101,922円 補助金交付額498,484円

令和4年度きらめき補助金交付決定事業一覧

ひかり

単位(円)

No	事業名	団体名	補助金の使途	事業費総額	補助金交付額
1	青空講座「高橋ガーデン」事業	青空講座「高橋ガーデン」運営委員会	印刷費、消耗品費、講師謝礼、教材費	154,182	72,000
計				154,182	72,000

かがやき

No	事業名	団体名	補助金の使途	事業費総額	補助金交付額
1	生き物しらべ綾瀬こども探検隊	NPO法人ふるさと環境市民	講師謝金、チラシ等印刷費、消耗品費、賃借料・使用料	82,484	79,484
2	発達障がいがある子や発達が気になる子を持つ保護者に寄り添い元気にする事業	ひなたぼっこ	謝礼、交通費、会場費、消耗品、使用料・レンタル料	442,800	116,000
3	移動制約者支援交流・学習事業	NPO法人おでかけ綾瀬	講師謝金、使用料、チラシ等印刷費	191,228	123,000
4	回想法基礎講座「回想法を学び広げよう！」	回想未来塾	講師謝礼、会場費、印刷費、交通費	231,228	108,000
計				947,740	426,484

				予算額1,558,800円(交付金1,500,000円、報償費58,800円)	
				事業費総額495,000円(予定)	補助金交付額302,000円

令和5年度きらめき補助金交付決定事業一覧

かがやき

No	事業名	団体名	補助金の使途	事業費総額	補助金交付額
1	生き物しらべ綾瀬こども探検隊	NPO法人ふるさと環境市民	講師謝金 チラシ等印刷費 消耗品費 賃借料・使用料	195,000	102,000
2	子育て支援情報ポータルサイト「Oyacotoオヤコト」システム改修 子育て情報誌「Oyacotoオヤコト」創刊・発行	ママ応援サロンecubo	改修事業費 創刊・発行費	300,000	200,000
計				495,000	302,000

予算額1,558,800(交付金1,500,000円、報償費58,800円)
事業費総額2,611,000円 補助金交付額1,105,000円

令和6年度きらめき補助金交付決定事業一覧

ひかり

単位(円)

No.	事業名	団体名	補助金の使途	事業費総額	補助金交付額
1	シルバーウィズダム・エデュケーション	シルバーウィズダム・エデュケーション	AIツールのライセンス料 講師謝礼 印刷費	220,000	70,000
2	不登校の小中高生を持つ保護者の 情報交換の場、不登校生の居場所 づくり	ふいーか	会場費 謝礼 備品レンタル料 印刷代 消耗品費	134,000	100,000
計				354,000	170,000

かがやき

No.	事業名	団体名	補助金の使途	事業費総額	補助金交付額
1	日中合唱交流コンサートと交流会	綾瀬でオペラを！の会	指揮 ピアニスト 調律謝礼 印刷費 会場	850,000	219,000
2	にじいろコンサート(クラシックアン サンブルコンサート)	あやせアンサンブルグループ	謝礼 会場費 宣伝費 楽器使用料 制作費 アルバイト賃金	492,000	270,000
3	『クラシカルサクソフォン講座』『メロ トジレバ イヤシノセカイ』	ZERO SAXOPHONE ENSEMBLE	講師謝礼 会場費 消耗品費	578,000	262,000
4	あやせ Kids English Gateway(Ayase KEG) (あやせKids English Class / あや せKids English Village)	AIFAあやせ国際友好協会	講師謝礼 講師交通費	337,000	184,000
計				2,257,000	935,000